

自筆本『御堂関白記』における「之」字の用法について

柳原 恵津子

〇、はじめに

本稿は、助詞・代名詞・動詞など多様な用法を持つ「之」字が、藤原道長自筆本『御堂関白記』においてどのような用いられているかを整理しようとするものである。

本邦で編まれた漢文体の文献を取り扱い、その中に見られる「之」字について論じた研究は数多くある。特に上代の文献を対象とした研究には多くの成果があり、日本書紀・古事記・風土記・金石文など、多くの資料が対象となつて、その用法について論じられてきた⁽¹⁾。

また平安古記録を対象としたものにも、峰岸明氏・小山登久氏らによる研究があり、記録体に特有の「之」字の用法が指摘されている⁽²⁾。峰岸氏は「是」「此」「斯」「之」といった近称指示代名詞を表す諸字が、文中での役割によつて書き分けられていることを指摘された。すなわち、「是」は主語として、また主語に後置してそれを確定的に指示するような用法に用いられ、「此」は日本語でいう「この」にあたる

連体修飾用法に、「之」「斯」は用言に下接して目的語（あるいは陳述の助辞）となる用法に用いられるのである。また小山氏は、連体格を表す格助詞（日本語でいう「の」）の「之」が、どのような場合に介されやすいかという点に着目された。そして被修飾語（すなわち「之」の後ろの語）が形式名詞である時に「之」字を介しやすく、殊に「可……（之）由」という表現では「之」を介しやすく、定型的ともいえる様相を呈していることを示された。

そして原裕氏によつて、上代から平安中期にかけて成立した文献を対象とした調査・研究もなされている。氏は用言に下接する「之」字のうち、「これ」と解釈できない陳述的な用法が九世紀初頭を境に見られなくなる事象や、先に挙げた「是」「此」「之」などの近称代名詞を表す諸字の用法による書き分けという事象が発生した様相を、幅広い文献の調査によつて素描している⁽³⁾。記録体に特徴的な語法・表記法については多く指摘されていながら、それらがいつごろどのよ

うに成立したのかということが、平安古記録以外の文献を視野にいれて考察されたことはほとんどない。様々なジャンルの変体漢文を等し並みに並べての考察には、記主の位相の違いやジャンルの違いといった要素をどう考慮したらよいのかという問題が付随して来ざるを得ないものの、その綿密な調査に基づく史の変遷の素描は、まず為されるべき基礎的なことであると見え、記録体研究の視野を大きく広げるものなのであるといえる。

このように、「之」字は日本漢字文研究に携わる多くの先学によって注目されてきた。それは、「この「之」という字が、漢文で書かれた文献の中で、用例数の面でも職能の面でも最も基礎的かつ重要な文字の一つであり、また意味や用法・用字法が多様であることによるだろう。そのような文字の用いられ方には記主の規範意識が反映されやすく、それゆえこのような文字がどのように用いられているかを適切に把握することが、その文献の文体の性格を理解するうえで欠かせないからである。

本稿ではこのような研究の成果を受けながら、自筆本『御堂関白記』という単独の文献に絞って、その中で「之」字がどのような用いられ方をしているのかを詳細に眺めて見ようと思う。ある特定の文献における用字法はあくまでその文献の中における用字法に過ぎず、平安時代古記録全般の傾向を知るための足がかりとしてはあまりに心細いものであ

る。しかし「之」のように用いられ方が多様で、かつ語彙というより語法に関わる側面の大きい字について、その用いられた意図や背後にある規範意識を考察するには、対象とする文献を絞り、一つ一つの用例に対して綿密な解釈を施し、示しながら検討していくことも不可欠である。そのような意図を持って、本稿では自筆本『御堂関白記』を対象を絞り、そこに見られる「之」字を考察していこうと思う。

一、自筆本『御堂関白記』における「之」字の分類

藤原道長自筆本『御堂関白記』に現れる「之」字は合わせて二五六例であるが、これらの例をその用法に従って分類したところ、以下のようになった。なお、調査に際しては『大日本古記録』（岩波書店）を用い、そのうち陽明文庫藤原道長自筆本を底本とする十四巻分を調査対象とした。また、以下に挙例する際にも『大日本古記録』に拠り、これを新字体に改めて用いた。

① 格助詞（連体格、「の」） 二二二例

② 指示代名詞（連体用法、「この」） 一例

③ 指示代名詞（名詞的用法、「これ」） 一六七例

④ 文末用法不審例 二例

⑤ 再帰用法（提示語＋述語＋之） 四一例

⑥ 「依之」 八例

⑦「為之如何」 一一例

⑧「以之」 二例

⑨「之等（これら）」 一例

⑩真仮名 一例

①の「文末用法不審例」には、③の用言に下接して目的語となる指示代名詞用法や⑤の再帰用法の例のように、文末・句末に位置してはいるものの、用法ごとに分類する上でそのどちらにも直ちには分類しかねた例を挙げた。このような存疑例に対する検討は、ある文献における「之」字の用法を眺める上で重要な作業である。何故ならば文末・句末の「之」字には、代名詞としては解釈できない、陳述を表す助辞の用法があるからである。代名詞として解釈できない「之」字には、陳述用法として用いられているのか、それとも単に代名詞用法が特異な形で用いられているのか検討を加えなければならぬ。そしてそれがもし陳述用法である可能性が高いのであれば、代名詞として解釈できる例についても、果たしてどのような機能をもつたものとして用いられているのかを考察直さなければならなくなってくる。

通常、私たちは文末にある「之」を、「これ」と捉えられぬか否かで、代名詞用法か否かを判定するよりどころとするが、それはそもそも当時の古記録の記主達がこのような「之」字をどのように捉え、どのような意図をもって用いていたの

かとはあくまで別の問題である。ただ、他に判断の手段がないために、仮に今日の我々の目で代名詞と解せるか否かを基準にして、用法の認定をするわけである。したがって、代名詞用法として捉えられるものの中にも、記主は陳述助辞のつもりで用いたものが含まれるかもしれないし、実は代名詞として用いられたものなどなく、全てが陳述用法として用いられた可能性もある。このように、文末・句末の「之」字についての解釈は状況証拠に頼って推測する域を超えられないため、代名詞として解釈することに疑問点のある例がどのように解釈出来るかは、代名詞用法も含めて文末・句末に用いられる全ての「之」の解釈の仕方を左右するのである。

そして陳述の「之」の有無は単に記主の「之」字に対する理解や用字という個別の問題に留まるものではない。陳述の「之」のような、特定の和訓との結びつきが想定しにくい用法が記録体資料の中に現れるのか否かという問題は、日本語とは乖離した、和語にし得ない漢文的な要素が記録体の中に現れ得るのか、それとも記録体における漢字の運用はあくまで和語に即した範囲内で行われるのかという問題に直結する。すなわち、その文献の記録体の逐語性、あるいは日本語を超えて漢文法に依拠する性質はどの程度の所にあるのかという、いわば日本語を表記する媒体としての記録体のあり方を反映する問題であるといえるだろう。そこで文末・句末に用いられた「之」字のうち分類上疑問を生じた例を④文末

用法不審例」として挙げて、どのような意図で、どのような用法として用いられたと考えるのが妥当であるか、検討を試みようと思う。

②の再帰用法とは、本来述語動詞に後置されるべき目的語が提示語として動詞の前に置かれた場合に、その動詞が他動詞であることを明示するために、本来目的語が置かれるべき動詞の後方に補われたものである。

また⑥⑦⑨は、もともと③の用法（「動詞十代名詞」であったものが連語的になり、接続表現や慣用的な言い回しとして用いられている表現である。このような用法は語法というより語彙的な性質が強く、記主が使用に際して「之」字の用法という面から意識することがあったとは考えにくいいため、③とは別に分類することにした。

『御堂関白記』における「之」字の用法を仮に上記のように分類したが、『貞信公記』『九曆』『小右記』『権記』といった同時代の古記録での用いられ方に比べて、若干幅が狭いと見えるかと思う。平安期古記録における「之」字の用法は、今詳細に述べる用意を持たないが、おおよそ次のようになるかと思う。まず『御堂関白記』にも見られた③の指示代名詞用法（用言に下接し、「これ」と解せるもの）と、①の格助詞連体用法がやはり用例数の上で主要な用法となる。そして⑥⑦⑨に挙げたような定型的な表現も、本文献に見られた「依之」「為之如何」「以之」の他、接続表現で言えば「因之」「加

之」などが、また時を表す副詞句に「頃之」「久之」「良久之」といった一群が見いだせる。そして、『御堂関白記』に見られなかったけれども他の文献に広く見いだせる用法に、主語と述語の間に置かれて従属節を構成する格助詞の用法がある。これはもちろん正格漢文の文法を踏襲したもので、平安古記録においても若干例ずつながらほとんどの文献で見いだせる。②のような指示代名詞の連体用法（日本語の「この」にあたるもの）は、文献によつて見られるものと見られないものがあり、見られる文献の中でも用例数は若干例ずつに過ぎない。また、「行く」の意の動詞用法としては、一部の文献を除き、ほとんど用いられないと言つてよいかと思われる。代名詞の再帰用法・陳述助辞・真仮名については、平安古記録全般における実体をまだ把握し得ていない。

そうした中であつて『御堂関白記』における「之」字は、特に主述間に置かれて従属節を構成する格助詞の用法が見られず、また定型的な表現の種類が豊富でない点で、あまり用法の幅が広くないと言える。けれども『御堂関白記』に見られない諸用法は、「之」字の諸用法の中にあつて、用例数の面で言えば中核的とは言えない用法であるから、総じて言えば、『御堂関白記』において「之」字は、①・③、⑥⑦⑨のような主要な用法に絞つて用いられているということになる。

以下、各用法について挙例しながら見ていこうと思う。

二、①格助詞(連体格、「之」)

本資料に見られる「之」字のうち、格助詞として用いられている例は二十一例見られた。以下に一部の例を挙げる(一)内は筆者が大日本古記録等を参照の上施した注記)。

- 1・1 僧事年来之際不快、就中阿闍梨任〔右傍「レ」〕者、真言必可練習、而近代不然(寛弘元・三・九)
- 1・2 自下僧兩階、王卿従下西对、列立之内、音声舟於堂南発物声(寛弘元・五・二一)
- 1・3 被仰云、右大臣参入、令奏云、弘徽殿女御賜加階、可賜承香殿女御者、各所申之位、為之如何云(寛弘二・一・一一)
- 1・4 入夜進内侍参中官、夫道忠〔右傍「レ」(転倒符)〕之共、雲出〔「出雲」カ〕下向來五日云、為申此由也(寛弘六・九・二)
- 1・5 奏官奏、文十二枚之中、伊勢国滅省文統、奏報無其仰詞依請二字、仍留之(寛弘七・三・二六)
- 1・6 左衛門尉正輔依昌保〔右傍「レ」〕朝臣家濫行事、於使庁被召問、申病由不参、仍付別当可問之宣旨云々(寛仁二・五・二三)

これらの例はみな「之」字の前に位置する語や節が、「之」

字の後の体言を修飾する関係にある。

ところで、先に主語と述語の間に置かれて従属節を構成する用法は無いように思うと述べたが、実は、「之」字の前と後に来る語が、修飾語と被修飾語の関係のみならず主語と述語の関係にも対応する為、その間にある格助詞「之」が連体格、主格どちらともそれそうな例が二例あった。

- 1・7 従清水参内、菓勢之依殿上参供(長保元・八・二)

ここに見える「依」字は、古写本で「依菓勢之殿上」と訂正されているように、本来「菓勢」の上にあるべきはずのもので、措辞を誤ったのであろう。問題は「菓勢之殿上」である。「菓勢」「殿上」共に名詞で、従って間の「之」は連体格の格助詞とも捉えられるが、一方で、「殿上」を例えば「殿上す」のように動詞相当と見れば、「之」は主述間に置かれて従属節を構成する用法と捉えることもできるのである。また、

- 1・8 一両巡後、供御前物、余之奉仕也(寛弘五・一一・二〇)

この例も、「余の奉仕なり」のように「之」字を連体格としても捉えられるが、一方で「奉仕」を動詞と考えて「余」と

「奉仕」が主述関係にあるとも捉えられるのである。

先にも述べた通り、全般的に平安時代古記録では、用例数としては少ないながらも、従属節の中での主格の格助詞として「之」字を用いることが広く行われているので、これらもその例であるというようにも考えられるが、主格用法としか解釈し得ない例が本文献中には一例も見られないことを考えると、他の格助詞の用法と同様に、連体格用法として用いられていると考えるのが穏当なのではないかと思われるのである。

また1・8の例は、「之」を代名詞ととらえて「余之を奉仕す」と読むことも原理的にはありうる。ことに自筆本『御堂関白記』は措辞の転倒例が多いことで知られており、目的語が述語の前に置かれることもまま見られるのであるから、この例も同様に措辞の転倒が起こったのであるという可能性も考え合わせねばならない。しかし、述語―目的語間の措辞の転倒が、目的語が「之」の時に起こった例は、他に見あたらない。このことは「之」字の代名詞としての用法に果たして実質的な意味がどの程度あるのかを考える上で興味深い示唆を与えるように思うが、それと同時に、先の例は格助詞であると考えるのが妥当であるように思われるのである。

このように、本文献では主述間に置くことで従属節を構成するような格助詞確かなの用例は見られない。

さて、平安古記録における格助詞「之」の用法には、ある傾向が見られるということが、小山登久氏により指摘されている(4)。小山氏は、藤原忠平の『貞信公記』以降、平安時代を通じて、「由」「間」「所」「状」などの形式名詞が被修飾語となる場合には、その上に「之」が記されることが多く、その傾向は時代が下るほど顕著となること、殊に平安前期には「可…之状」、平安後期には「可…之由」など、形式的な表現が成立することを示された。そして、その様な事実を述べられたその中で、ただし『御堂関白記』については、このような傾向からそれた文体であつて、連体修飾関係を表す「之」が極端に少なく、例外的であるということ述べておられる。氏の述べている通り、これだけの分量の記事の中に格助詞の「之」が二十一例というのは、他の記録類と比較して相当に少ないと言える。殊に氏が指摘しておられる形式名詞に上接する例は、私見に拠れば、「之間」が六例、「之後」が五例、「之由」が三例、「之際」「之内」「之中」が各一例見られたのみであった。

そもそも小山氏の問題の発端は、記録体に見られるこのような「之」の有無が、一句の字数を揃えたいというような漢文としての修辭上の問題によるものとは考えられず、また、仮に(当時の主に漢籍の訓法に従つて)訓読する際に「名詞十格助詞」の「+名詞」という形になるか若しくは「活用語(十「之」字不説)+名詞」となるかということにもよらな

いように見えるが、そうであるならば、一体どのような意識で格助詞「之」を用いたのか、そこに何らかの傾向があるのか、という所にあつた。そしてその結果、形式名詞に続く場合に「之」字を介しやすという記録体特有の傾向があることを見出されたのであるが、ではこのような傾向から外れる『御堂関白記』では、このような格助詞「之」の用法に、他の何らかの傾向が見出されるのであろうか。

たとえば、先にあげた用例の他に、被修飾語（「之」の後ろの語）が形式名詞である例には、以下のようなものがある。

《之の間》

- 1・9 此定之間、夜深丑二剋事了（長保元・九・二四）
- 1・10 辰三刻、男皇子降誕給、暫之間、雖有重惱、無殊事（寛弘六・一一・二五）
- 1・11 往来之間、深雨也（寛弘八・三・八）

《之之後》

- 1・12 数酌之後、受大将小劔（寛弘元・二・五）
- 1・13 御出之後無立標例、又非可有不立（寛弘六・一一・一七）
- 1・14 參中宮、諸卿着座、数献之後、有和歌事（長和元・一一・二）

《之由》

- 1・15 女御宣旨下、右大将・民部卿・藤中納言・藤宰相・左衛門督・右衛門督・左大弁〔右傍「忠輔」〕・宰相中将・殿上人等於西廊奏慶賀之由（長保元・一一・七）
- 1・16 申許広業朝〔臣〕脱力〕誠〔試〕力〕明日之由仰（寛弘四・一一・二〇）
- 1・17 而此未時許夫男従他所来見之、申死去之由者（長和元・三・二三）

これらの例を見て注意すべきことは、小山氏が指摘された「可く之由」という構文の例が見られないことである。「可く由」という表現であれば、『御堂関白記』にも多く見られるのであるが（ざっと見渡したところ、自筆本の中に六十一例、そのような表現を見ることができた）、これだけこの文型が出現しながら、「可く之由」のように「之」を介する形が見られないというのは、やはり特異であるといえる。

では、何故平安古記録で形式的な表記法として浸透したところの「可く之由」という表現が『御堂関白記』では見られないのであろうか。そのことを考えるために、まずどのような場合に「之」を用いているのかということ、先にあげた用例から考えてみるに、「之」の前に位置する、つまり修飾する側の部分が、字音語として、あるいは和語であるにしても名詞節となる場合に偏っているように思う。すなわち書か

れたものを訓読した際、日本語の格助詞「の」を置かざるを得ない場合に「之」を介していると思われるのである。これまであげてきた用例の中で、訓読する際に「之」の前に当たる部分の末尾が活用する語となつて思われるのは1・6の例のみである。この1・6の例は、自筆本の本文に従えば「仍りて別当に問ふべき（の）宣旨を付す」と訓むことになるであらうし、古写本に従つて「宣旨」の下に「下」字を補えば「別当に付して問ふべき（の）宣旨を下す」と訓むことにならうが、いずれにしても「之」に先行する部分は「くすべき」で終止する形で読まざるを得ない。つまり「之」字自体は当時の訓法に従えば不読となるのであるが、そのような例はこの1・6のみであり、通常、このように訓読した際、「之」の前の部分の末尾が動詞節や形容詞節、あるいは「可」「被」などの助動詞となるような場合には、連体修飾節と被修飾語たる体言の間に格助詞「之」を介さないのである。

1・18 有暫申捕由(寛弘元・三・一五)

1・19 従皇太后宮出後、〔脱アルカ〕時許、有惱氣由示来(長和元・四・九)

1・20 参内次下見間、有犬死(寛弘元・一・二七)

1・21 参太〔大〕内、承雜事、着陣座間、従院人走来、御惱重由告来(寛弘八・六・二〇)

1・22 供御膳後教献(寛弘五・一二・二〇)

1・23 左大臣内弁給箇後奏宣命(寛仁二・一・七)

これらの例は、訓読すると「之」より前の、すなわち修飾する側の部分の末尾が活用語となるため、訓読の際、日本語の格助詞「の」を介して「のよし」「のあいだ」「ののち」などとなることは、当時の訓法によればない例である。このような場合には、表記の面でも助詞「之」を介することが1・6の例を除いて他にはない。本来の中国語文法では、「之」の前の部分が動詞句であらうが形容詞句であらうが、あるいは「可」「被」などの助動詞を伴おうが、それとは全く関係なく「之十名詞」を後続させることができるはずであり、その規則は和化漢文一般にも踏襲されるところとなつたが、そのような中国語文法本来のあり方が、『御堂関白記』においては、変質してしまつてゐるのである。恐らく、中国語助詞としての「之」と、それと非常に近い職能を持ち、そのために漢文の読み書きという作業を通じて自ずと結びつかざるを得なかつたであらう日本語の格助詞「の」とが、道長の中でも確かに結びつき、その結びつきが強いが故に逆に日本語とそりの合わない用法を淘汰することとなつたのであらう。そして、記録体特有の言い回しである「可く之由」という表現が見られないのも、あるいはこの表現が助動詞「可」を含んでおり、読み下すとしたら「くべきよし」のように「之」字を不読とせざるを得ないことによるのかもしれない。

今日伝わる記録体資料の大半においては、漢文における「之」とそれに対する和訓としての「の」のつながりが、助詞「之」の用法の幅を決定的に狭めることは無かったと言えるが、それが起こりえたという点で、この自筆本『御堂閨白記』の、日本語そのものとのつながりの強さを示す例の一つとして指摘できるであろう。

三、②指示代名詞（連体用法、「この」）

連体修飾語として体言に上接するような、すなわち訓読するならば「この」となるような連体格代名詞の「之」は、本文献全体を通じて一例しか見られなかった。

2・1 次倍〔陪〕從諸大夫、若小男共等布衣渡庭、維叙從有此中、之郎等十人同渡（寛弘元・二・五）

峰岸明氏は、「之」「是」「此」「斯」などの近称指示代名詞を表す諸漢字が、記録体においては、文中での役割に応じて使い分けられることを指摘されている。すなわち、「是」は主語として、あるいは主語の低位に置いてそれを確定的に指示する場合に、また時に述語となる場合に用いられ、「之」字や「斯」字は用言に下接して目的語・補語となる場合に、そして日本語の「この」にあたるような連体修飾用法の場合には「此」字を用いるとのことであるが⁽⁵⁾、本文献において

もこの原則が少数の例外を除いて貫かれている。例えば主語となるような場合に「之」や「此」が用いられたり、目的語や補語となる場合に「是」や「此」が用いられたりすること、若干例の例外は見受けられるが基本的にはないのであって、連体修飾用法の例がここに挙げた一例しか見られないことも、この規範に沿ったものだと言える。このように「この」に対応し、連体修飾するような近称指示代名詞には、本資料の他の箇所では、例えば

2・2 乍立參太〔大〕内、此間犬死見付罷出（寛弘八・一・二二）

のように必ず「此」字を用いているのである。

四、③指示代名詞（名詞的用法、「これ」）

「之」字の文末用法のうち、用言に下接し、かつ目的語や補語として（すなわち日本語の「これを」や「これに」として）解釈できるものは、一六七例だった。ここで「用言」と言ったのは、「同之」の「同」が形容詞「おなじ」であるのか、もしくは「おなじうす」のような動詞であるのか断定しかねたため、その他の例は全て動詞である。

この用法は、本資料中の「之」字の中で最もよく用いられる用法である。これに、この用法から派生したものと見なせ

る④⑧の用法を加えると二三一例にもなり、これは本資料に見られる「之」字の全用例の実に九〇パーセントにあたることになる。これほどまでにこの用法の例が多数を占める原因の一つに、先に述べた格助詞としての用法の用例が少ないことがあるだろう。他の平安古記録文献では、格助詞の用法と代名詞の用法とが少なくとも拮抗するか、あるいは逆に格助詞の方が多いことが普通であると思われるが、本資料ではそのような傾向とは異なるのである(6)。

このように本文献中で主要な位置をしめる指示代名詞(目的語・補語相当)の「之」であるが、どのような意識で用いられているのであろうか。そこに何か規範のようなものはいだせるのであろうか。そのことを考えるために、「之」字が下接する用言にどのようなものがあるのかを見てみたい。

以下に、この用法が下接する動詞を全てあげる(括弧内は筆者が仮に推定した和訓、用例数)。

上(あぐ、1)、会(あふ、2)、出(いづ、1)、云(いふ、1)、入(いる、2)、得(う、4)、受(うく、4)、承(うけたまはる、5)、送奉(おくりたてまつる、1)、送(おくる、5)、行(おこなふ、9)、修(おさむ、2)、同(おなじ?おなじうす?、35)、仰(おほす、1)、覆(おほふ、1)、書(かく、12)、懸(かく、1)、勘(かむがふ、1)、感(かむず、1)、下(くだす、1)、供(くうず、2)、啓

(けいす、1)、献(けんず、2)、授(さづく、2)、定(さだむ、2)、進(すすむ、1)、奏(そうす、12)、立(たつ(下二)、3)、奉(たてまつる、1)、賜(たまはる、7)、給(たまふ、2)遣(つかはす、1)、就(つく、1)、着(つく、2)、停(とどむ、1)、留(とどむ、1)、問(とぶ、2)、取(とる、5)、啐(なむ、1)、任(にむず、5)、押(はいす、1)、初(はじむ、1)、含(ふくむ、1)、施(ほどこす、2)、儲(まうく、3)、申(まうす、3)、参(まゐる、1)、見(みる、6)、召(めす、2)、用(もちゐる、1)、寄(よす、1)、覧(らむず、1)

次に、例を挙げる。

- 3・1 入夜人々参、一種物隨身、僧俗進之(長保二・一・五)
- 3・2 着左仗、奏直物、賜公卿給等、任之(寛弘元・二・二六)
- 3・3 以僧二人令立義、例講後、興福寺經久(救)登高座、覺運僧都所作五枚、天台僧五人問之(寛弘二・五・二四)
- 3・4 近衛御門日近有惱事、行見之(寛弘六・七・一九)
- 3・5 有平座事、春宮大夫承仰行之(長和元・一・一一)

これらの例の「之」字は、いずれも代名詞「これを」として解釈でき、具体的に指示していると思われるものを指摘することができる。例えば3・1であれば「一種物」、3・2であれば「公卿給等」、3・3であれば「覚運僧都所作」の問題を、3・4なら「近衛御門」を、3・5なら「平座事」を指し示しているのではないかと解することができる。このように、本文献では代名詞（名詞用法）の「之」を「これ」と読んだときに、後に「④文末用法不審例」の所で取り扱う二つの不審な例を除いて、他の全ての例において、その「之」が具体的に何を指し示しているのかを想定できるのである。もちろん先述の通り、「之」字が何かを指していると解釈できる、ということと、実際に記主が代名詞として（すなわち先に記したところの事物の代替として）用いたこととは別のことである。けれども考察に際してのひとつの足がかりとして、このように今日の目から見て代名詞として解釈可能か否かを問題とするのである。

さて、ここに分類した「之」字は、何らかの事物の代替として「これ」と解せるのであるが、すべてが「これを」として、すなわちヲ格をとり動作の対象を示す目的語にあたる用法として解されるわけではない。上記の例はすべて「これを」として解釈可能な例で、用例数の割合で言えばこのような例が大半を占めるのであるが、中には以下のように「これに」としか解釈できない例もある。

- 3・6 内御宿所儲西〔酒〕食、上達部出車還間着之〔長和元・四・二七〕
- 3・7 寝殿南面東一間簀〔簀〕子敷々座着之〔寛仁二・三・一〕
- 3・8 入札饗在堂北舍西廂、事了就之〔寛弘二・五・四〕
- 3・9 従内外〔出力〕後、僧綱等来、大僧正・権僧正等、為引出物各馬一疋、自余人々施禄物、入夜従内女方出、其後通夜甚雨、衆人感之〔寛弘八・四・二八〕
- 3・10 和哥輔親・輔尹・江式部等相定入之、多無心吉、我少々入之〔寛仁二・一・二一〕
- 3・11 八省被修百口仁王経御読経、撰政参之〔寛仁二・六・三〕

3・6は「酒食の席に」着く、3・7も「簀子敷に敷いた座に」着く、ということ、以下同様、3・8は「饗（の席）に」就く、3・9は「甚雨に」感ず、3・10は「屏風に書かれる和歌の中に」（私の歌も）入る、3・11は「百口仁王経御読経に」参る、と解することができる。そして、このように「之」の指すものを解釈しようとするれば、「之」に対応する和訓は「これに」となる。このように、格助詞「に」を伴って、その動作が向かう場所やその動作が行われる場所、あるいは何らかの性質をもった一群をさしたり、心の動きの

原因を指すと考えて初めて「これ」と解せる例がある。

このような「之」字は、他動詞に下接する名詞は目的語であるという漢文法上の本来の規則からは外れているが、このような例の存在は、記主の、強いて言えば当時の人々の、言語を文法的に捉える力の限界点を垣間見させていると言えるだろう。何故ならばこのような用法が生じるにいたった過程を想像するならば、「之」字に対する和訓の一つとして「これ」があり、「之」字は漢文において動詞に下接して用いられるという経験上の認識もあり、しかしその一方で動詞の下に置かれるような事物はその動作の対象となるもので、そのような語は訓読の際には格助詞「を」を伴って読まれるという点までは明確に認識し得なかつたという、当時の漢文法に対する理解の限界があり、これらの三つの要素が重なって、「着之」のような「之」が使われたと考えるのが最も妥当であるといえるからである。すなわち「之」に対する和訓はあくまで「これ」であって、動詞に下接する「之」が「これ」でなくて「これを」でなければならぬという、格関係の理論を踏まえた理解のされ方が明確にはなされなかつたために、このような用法が見られるのではなからうかと思われるのである。

一方、目的語として（つまり「これを」のように）解釈できない「之」字を、「これに」と読んでまで代名詞として解釈しようとするのは曲解なのではないかという恐れもある。

むしろこのような文末・句末の「之」は、代名詞ではなく陳述であると考えの方が自然なのではないかという見方も考慮に入れるべきであろう。けれども先に挙げた例を見るに、動詞に「これに」と捉え得る「之」が後置される場合、「これに」の指し示す内容が例えば動作の至る場である場合には「酒食」「饗」「座」のように用意された「もの」としての側面があつたり、「御読経」のようなそこで行われている行為の名称であつたりして、場所の名称そのものではない。「甚雨」「和歌」なども、事柄・事物の類である。つまり、そのようなものを代名詞で表現するとしたら、「ここ」ではなく「これ」でなければならぬ場面に偏っているといえるのである。これに対して、たとえば同じ二格の名詞をとり得る動詞であっても、「来」のような場合には、

3・12 此間太后大〔太〕后宮大夫来〔長保元・一〇・一九〕

のように、動詞「来」が文末に用いられたまま文が切れ、「来之」のように「之」字が下接することは決してない。これは、「来」という動詞を説明する名詞が場所のそのものであることが多く（つまり事物的な面のある語であることが少なく）、「これ」ではなく「ここ」という和訓しか当てはまり得ないために、和訓「これ」の表記として用いられる「之」字を「来」

という動詞の後に補うということがなされなかつたのではないかと捉えられるのである。これらのことを踏まえると、やはりこのような「これに」としてならば代名詞として解せられる用言下接の「之」字は、日本語の指示代名詞「これ」と関わりをもつて用いられたと考えるのが自然なように思われる。いささか想像を逞しくした話であるが自然なように思われる。いつて、「これに」としか解せない「之」を陳述と捉えるのは、早急であると言わねばならないだろう。

五、④文末用法不審例

文末・句末に用いられている「之」字のうち、③の代名詞用法、あるいは⑤の再帰用法として分類するのに疑問の生じた例が二例あった。以下、用例を挙げて検討する。

- 4・1 一家上達部諷誦之（寛弘四・一一・二）
- 4・2 次開門、闈司分居如常、左大臣以下列立（少納言無召、告外記之）（寛仁二・一・三）

4・1の「諷誦」とは、本来は經文などを声を上げて読み上げることを言うが、ここでは諷誦を修するのに必要な布施などの料物を出資することを指す。このような意味の「諷誦」という語は本記中に多く見られる。

- 4・3 兩相府被修諷誦（寛弘二・五・二四）
- 4・4 以手作百端諷誦（寛弘二・一〇・一二）
- 4・5 内藏寮、冷泉院、花山院、皇太后宮、中宮、一品宮有御諷誦（寛弘二・一〇・一九）

これらを見るに、4・3「諷誦を修す」4・5「御諷誦有り」のように名詞として用いられることもあり、また4・4の例のように「諷誦す」あるいは「諷誦とす」など、適宜必要な語を補って動詞として読まねばならない場合もあるが、いずれにしろ言えることは、動詞相当として用いられている場合にも、目的語や補語は伴わないで用いられるのが普通なのであって、従つて「これに」「これを」にあたる「之」を付すのは不自然な感があるということである。「之」が供養を指すと考え、「これに」（＝この供養に対して）「諷誦した」という意であると捉えることはできるが（だとすると、これは③の例ということになる）、無理がある感が否めない。古写本ではこの「之」が削除されているが、これもやはり当時の人の目から見ても、この「之」がなじみが悪かつたことを示すように見える。ただ、純粹に陳述の助辞としか解せない例が本文献中に見いだせない以上、そして多少無理はあつても「これに」と解せる以上、代名詞が特異な形で用いられた例として捉えるのが穩当であろう。

4・2の例は、主語・述語が転倒したために「之」字が「外記」という名詞に下接することになったものである。「少納言が(大臣以下を)召すことは無く、外記がこれ(門の内に参入しなさい、という旨)を告げた」という趣旨のことが書かれていたのであるから、古写本において既に訂正されている通り、本来は

4・6 外記告之

と表記されるべきであったところの措辞を、誤ったのであらう。本来の措辞で書かれれば、③に分類されるべき、問題のない例である。

以上、文末・句末に用いられた「之」字のうち、分類する上で存疑であった例について検討した。そして4・1は陳述用法である可能性がぬぐえない例であったが、しかしこれも含めて代名詞「これを」「これに」と捉えられない例は無かった。従って、本文献には「之」の陳述助辞用法は見られない、少なくとも積極的に陳述用法であると言える例は見いだせなかったと言える。

六、⑤再帰用法

再帰用法の「之」とは、本来述語動詞に後置されるべき目的語が、主題として提示されるために述語の前に置かれた際

に、その結果空白となつてしまつた述語動詞の後ろに置かれる「之」字を言う。従つてこのような「之」字は先行する他動詞が他動詞たることを示すのみの機能を持つものである。実質的に何物かの事物を指し示すのではない。けれどもあくまで本来目的語がなければならぬ場所の空白を埋めているのであるという点で、そもそも目的語の存在が想定し得ない陳述用法とは異なるのである。

『御堂闕白記』の自筆本の部分からは、再帰用法と思われる例が四十一例見られた。この数は「之」字全体の数の中で少なからぬ数を占めているといえる。再帰用法の「これ」は山田孝雄氏が『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』(こ)で指摘されているように、本来純漢文の中に見られる語法で、このような純漢文を訓読するという営為の下地があつて、近代以降の法令文に見える

5・1 学問の自由は、これを保障する。(憲法第二十三条)

といった表現を日本語において可能にしたのであるが、平安時代の記録体運用の場においても、目的語を動詞の前に置き換えるという手法は、日本語の語序との一致という結果をもたらす点で、単なる強調表現を超えた、なじみやすい構文であつたと思う。特に記録というものの中では、その性質上、やり取りされた物品や行われたところの行事や政務の内容と

いった、一般的に目的語でもって書かれる事物が情報として重要となることがしばしばあるであろう。情報のうち重要な部分である目的語を、述語よりも更に後ろの文末に書かねばならないということは、日本人にとつて言いたいことを言い得ていないような心許なさがあつたのではないだろうか。だとすれば、再帰用法がこのような中国語と日本語との措辞の違いからくる違和感を解消できる手段として日本人の間で好まれたとしても、不思議ではない。

再帰用法には、たとえば次のような例がある。

5・2 道貞朝臣平尾一條色革百枚送之(寛弘元・三・二一)

5・3 御馬三疋、諸衛佐、同尉取之(寛弘元・五・二七)

5・4 中宮御修善、明筆律師修之(寛弘二・三・二五)

5・5 從八日有大産穢由、勿「忽」聞之(寛弘六・九・一〇)

5・6 東三條神樂行之(寛弘六・一二・七)

5・7 参太「大」内、奏施米文、十五卷也、塩文勘文留之

(寛弘七・六・二〇)

5・8 饗大夫、教度見八講此度不如、自金銀無外物、衆人

所感有之(長和元・五・一七)

5・9 申時許有御使、資業来、受「授」女束装「装束」、無御返事、殿上人座上着之(寛仁二・三・七)

これらは本来、波線を施した「平尾一條、色革百枚」「御馬三疋」「中宮御修善」「從八日有産穢由」「東三條神樂」「塩文勘文」「所感」「殿上人座上」が、目的語あるいは補語として述語動詞の後ろに置かれるべきなのであるが、それらが動詞より前に置かれ、動詞の後ろには、それらの語の代わりに「之」が置かれているのである。5・7は「奏施米文」に対する比較として塩文勘文のことについて述べるものであるから、この「塩文勘文」を主題として際立たせることで、文意が伝わりやすくなっているように思われる。このように、類似の複数の事項を並列・比較して述べる際に再帰用法を用いるケースがしばしばみられるが、しかし5・2と5・6などの例に関してはそのような説明は出来ない。このように、とりたてて目的語を提示する必要があるとは思われない通常の叙述の中にも再帰用法が用いられている点で、日本語となじみのよい表現の濫用という形の和化として指摘できるかも知れない。

ところで先にあげた用例の内、5・9は他と少し趣の異なる例である。この「着」は本来目的語をとらない動詞のため、下接する「之」は何を指し示しているのかわかりにくい。この点あるいは陳述の類に近いのかもしれないが、先に挙げた、

3・6 内御宿所儲西〔酒〕食、上達部出車還間着之〔長和元・四・二七〕

3・7 寢殿南面東間箒〔簀〕子敷々座着之〔寛仁二・三・一〕

などの「之」を考えた際、「酒食」「座」が指し示すところの内容であると解釈すれば、「之」を代名詞「これに」として捉えられると考えたことと対応させれば、これは「殿上人座上」が動詞「着」の前に置かれたことによる再帰用法の例であると捉えられる。ただ他の再帰用法の例に比べて不自然な感は否めない。

七、⑥「依之」、⑦「為之如何」、⑧「以之」

これらは先にも述べたとおり、慣用的な、定型的な表現として一つの連語となったものである。

6・1 儀論〔論義〕間、灌口者発音為鬪乱、依之下手二人賜獄所〔寛弘元・一・一四〕

6・2 大原野祭来月一日也、依之不能参入〔寛弘元・二・二七〕

7・1 西時許申左衛門志為時云、南僧坊籠盜犯殺害者大國安方侍、為之如何〔寛弘元・三・一五〕

7・2 巳時許慶命僧都来云、山侍間、此曉馬頭出家、来給無動寺坐、為之如何〔長和元・一・一六〕

8・1 右大将相語云、賀茂祭雖有触穢事、神御心尚可有祭也、是則齋院下部并院御夢催事度〔々々〕脱力〕見給云々、以之云之〔長和元・五・一〕

8・2 置東酒海一口、々度一尺五寸〔入酒、以之供〕〔寛仁二・一・三〕

同時代の他の古記録類を眺めると、上記のもの他、「之」字を伴う連語的な表現として「因之」、「加之」、「計之」、「頃之」、「久之」、「良久之」、「先之」、「暫之」といったものが見いだせる。中でも「頃之」「因之」などは、幅広い文献で目にする事ができるが、『御堂関白記』においては用いられない〔8〕。

八、⑨「之等」、⑩「真仮名」

他に、和語「これら」の表記として用いられた例と、そして真仮名として用いられた例が一例ずつ見られた。

9・1 從齋院有御消息、長官光清与次言栄光問、各有申、相定者、各召之等令問、有皆申事〔寛仁二・閏四・二〕

10・1 從前々例可有賞由、可令奏云之遠、程無便と依命不奏事由〔寛弘六・一二・二〇〕

10・1の例は、助動詞「き」の連体形「し」を「之」字で表記したものである。

九、文末・句末に位置する用法について

以上、自筆本『御堂関白記』の中に現れる「之」字を用法ごとに眺めてきたが、ここで文末・句末に位置するような用法の「之」について、今一度考えたいと思う。ここで呼ぶ「文末・句末に位置する「之」」とは、代名詞として用言に下接するものや、再帰用法、代名詞とは解釈できない陳述用法を総括したものである。これらの用法は、視覚的には文末や句末に位置する点で似通っているけれども、その職能は大きく異なるのであって、とくにこのうち陳述用法の有無は、その記録体の文体の性格を映し出しているとも言える。そこで、ここでは個々の用法ごとではなしに、文末・句末用法に位置するような「之」という大きい枠組みに立ち返って、本資料における「之」字の用いられ方について考えてみることにしたい。

先に分類して示した『御堂関白記』における「之」字の用法のうち、文末・句末に位置する用法に該当するのは、③の指示代名詞（「これ」相当）、④の不審例、⑤の再帰用法である。⑥⑦⑧の慣用的な表現は、もともと文末・句末用法であつたであろうが、ここでは一応除外しておく。

さて、これらの文末・句末用法に関して、まず言わねばならないことは、明らかに陳述用法である、陳述用法としてしか解釈し得ないという例が本文には見当たらないということである。陳述助辞の可能性を考慮すべきものには、④の文末用法不審例としてあげた例や、③指示代名詞用法（「これ」）の中に分類した「これに」としか解釈できない例、また⑤陳述用法の所で挙げた「殿上人座上着之」の例などがあつたが、これらはいずれも他の例の状況から照らし合わせると、陳述用法と捉えるのに無理があつた。このような陳述用法の「之」が見出し難いというあり方は、先にあげた原裕氏の調査結果と一致するものである。氏は、奈良時代から平安時代中期にかけての変体漢文資料を広く調査し、その結果、古くは陳述としか解釈し得ない「之」が用いられるのに対して、九世紀初頭を境として、陳述の「之」がほとんど見られないようになると指摘しているが⁽⁹⁾、『御堂関白記』における用いられ方も、まさにこの流れの延長にあると捉えられる。その点で言えば、今回の調査で特別新しいことが解つたというわけではないのであるが、ただ、措辞の転倒や借字表記などが散見され、書き様が奔放であることで名高い本文献にあつて、これほど「之」字が（代名詞「これ」に対応するか否かという）ある一つの基準に沿うように用いられているということには、注意をばらわなければならない。

この様な基準で「之」字を付すべき用言とそうでない用言

とを識別するためには、記主の意識の中で、文末の「之」字と和語「これ」とが置き換え可能なものとして結びついていることが条件となる。『之』字自体は読まれない、当てはまる和訓を持たない字として認識しながら、そのような「之」字を付すべき動詞を、「之」字そのものに対する和訓とは別の次元で記憶していたのであるという考え方は、理論的には想定できるが、現実的ではない。「之」字が和訓「これ」に支配されて用いられたのであれば、その結果書かれたところの文体が今回の調査の結果に出たような形となるのは不思議なことではなく、実際そのようなあり方だったのではないかと思われる。ここで問題となってくるのは、道長の中に「之」これ」という結び付きが、どのような場でもって出来上がったのかということである。

なぜこのようなことを述べるかといえば、この「之」これ」という図式は、当時の漢籍訓読の場での「之」字の読み慣わし方とは異なるものだからである。文末「之」字の訓法については、小林芳規博士に御論がある。すなわち、仏家においては平安初期には文脈によって「之」が指し示す事物が直前にあれば「これを」と読み、そうでなければ不読としていたが、平安中期以降、不読字にも出来る限り自立語訓を施そうとする傾向が現れるとともに、文脈に関係なく「これを」と読むようになっていき、一方博士家においては、室町期まで文末の「之」字はすべて不読としていたということであった。

〇。つまり、当時の漢籍訓読の場においては、「之」という文字と日本語の「これ」は翻訳関係にあるものとしてつながらずにはいなかった訳である。仏家では、古くから「之」と「これ」とを結びつけて捉えており、この捉え方であれば『御堂関白記』における用字法と矛盾をきたしはしないが、しかし道長の文字認識が博士家のそれとは矛盾を来たし、むしろ仏家のそれに通ずるものがあるというのは、いくら道長が信心深く、生涯を通じて仏教と積極的に関わったとしても、やはり考えにくい話であると言えよう。そうであるならば、仏家や博士家における漢文訓読の際の文字理解とは別に、道長の用字意識を形作る何らかの要素があったのではないかということをも想定せざるを得ないのである。

そしてここで想起されるのは、同じく小林氏が提唱された、漢文訓読の語法による訓点資料の五分類である(1)。氏は、漢文体に現れる種々の文法的事項をどのように訓むか、様々な時代・ジャンルの訓点資料において精査され、その結果現れた訓法の特徴によって訓点資料を「平安初期訓点資料」「漢籍訓点資料」「平安中期訓点資料」「平安中期伝記類訓点資料」そして「和化漢文」の五種類に分類された。そしてその分類の指標となる要素の一つとして文末の「之」字の訓法を挙げておられるが、和化漢文においては、文末の「之」字を「これを」と読むと指摘されているのである。

もしこれが事実であるとすれば、道長の「之」字に対する

規範意識もこのあたりにあったのではないかと想像できる。つまり、仏家や博士家に於ける訓法やそれに伴う漢字の認識とは別個に、和化漢文の読み書きにおける文字認識というものが存在し、道長の『御堂関白記』もこの規範に沿って執筆されたのではないかと考えられるのである。

ただこの点について確証を得る上で問題となるのは、和化漢文の訓点資料というものがそもそもあまり伝存しないということである。小林氏は、真福寺本将門記・高山寺本古往来・楊守敏旧藏本将門記・西南院本和泉往来・東大史料編纂所藏本南无阿弥陀仏作善集を調査の対象とされたけれども、これらの資料は成立あるいは書写伝来の過程で仏家の手を経たものばかりで、必ずしも仏典の訓読の影響を否定できない。和化漢文における「之」字の訓法の確証を得るには、純粹に俗家の手に成り、伝えられた資料があることが望ましいのであるが、今日そのような条件を満たす訓点資料を見ることは難しいのである。

このような資料の不足による実体解明の制約に、道長の用字意識は、間接的ながら示唆を与えているかも知れない。つまり道長が「之」字をこのように使いこなしているというところが、漢籍の訓読とは別の系統の、和化漢文における訓み方であるとか、漢字一字一字に対する認識というものが存在したことを示しているのではないかと考えられるのである。だとすれば、平安時代の貴族達の漢字との関わり方は、場面に

応じて幾通りかの漢字の理解の仕方を使い分けるといふ、非常にテクニカルなものであったと言うことができよう。

10. さいに

以上、『御堂関白記』で「之」字がどのように用いられているかを眺めて来た。そして、その種類は多くはないながら、しかし、確かに守られていると思われる規範が、いくつ浮かび上がって来た。

けれども、今回のように、「之」字の用例を拾い出してそれらを眺めていけば見えてくる規範も、ある部分で「之」字が用いられている場合、それと同じ環境において必ず「之」字を用いているのかという目で見直せば、そうではなくなってくる。例えば今回得られた連体格助詞の場合も、用例そのものがわずか二十一例であって、その背後には「之」字を用いていない「(連体修飾する)名詞+(修飾される)名詞」という言い回しが多数あるのであろうことが想像できる。純漢文においても、連体修飾語と、修飾される名詞との間に必ず「之」字を介する訳ではないから、格助詞「之」が用いられていない例が破格であるという訳ではないのだけれども、しかし漢文体の文章においてこれほど基礎的である格助詞「之」が他の古記録類も含めた漢文体の文献一般に比して極端に少ないというあり方は、語法の定着度の低さ、また

規範意識の揺れとして捉えざるを得ない。これと同様に、指示代名詞（「これ」相当）としての用法も、代名詞「これ」として解釈できない例が見当たらない点では、一つの統一された規範に従っていると言えるけれども、しかし「之」字を下接する例のある動詞は、具体的な目的語が省略されている場合に必ず「之」字が補われるのかといえ、そういう訳でもなく、「之」字が付されている場合と全くおなじ環境であるにもかかわらず「之」字が付されずに（すなわち動詞の後ろに目的語が置かれず空白となったまま）文が終止することもある。正格漢文においては否定表現を伴うような場合には「之」が略されるようなことがあっても、そうでない場合には他動詞の後ろに何の名詞も置かれなければ他動詞たり得ず、語の意味や品詞そのものが別のものとして捉えられてしまうのであるが、『御堂関白記』においては、「之」がそのように必要に迫られ、厳密に用いられてはいない。「之」字の有無が文意の理解のしやすさを左右するという認識の上で「之」字を用いることはあつたかもしれないが、しかしそれは時に運用され、しかし運用されないこともあるという範囲のものに過ぎなかつたのである。

また⑤再帰用法の場合も、目的語が動詞に前置されたまま「之」字が補われない例、すなわち目的語—動詞間の措辞が転倒している例がまま見られることは、先学により幾度となく言及されてきたところである。つまり、『御堂関白記』に

おける「之」字に見出された規範は、その規範をくすす例こそ無くても、その規範を適用すべき場所に必ずしも適用されている訳ではないということを考慮しなければならぬ。

このように『御堂関白記』における「之」字の用法を具に眺めたが、和臭、日本語化と捉えられるような現象が多く目に付く結果となつた。そしてそれは先学により述べられてきたことと一致するところである。今回の調査で得られたこれらの見解は、事実として認識すべきことなのであるけれども、ただしこの自筆本『御堂関白記』という文献が、具注曆に記入されたままの、すなわち何らの加筆・修正も施されていないものであることを忘れてはならないであろう。たとえば『中右記』に記された例で知られているように、古記録の記主は、後鑑に耐えるものにするために、自らの手で、または子孫等に命じて、日々綴つてきた日記を整え、清書するということをしばしば行っている⁽¹⁾。そのように後鑑を意識して清書し直されたものが文体として整っているのは当然で、清書し直された文献と、自筆本『御堂関白記』のように日々書きつづつたままの状態のものとを並べ、比較してその文体について云々するのは適當ではない面がある。もし道長が自分の日記を清書する機会があつたら、あるいは『御堂関白記』はもつと違つた文体で残された可能性もある訳で、自筆本『御堂関白記』の文体そのものは、今日に残されている文献の一つとして考察されることはあつても、それが記主の記録体執

筆の資質の全てであるかのような認識に至るのは早急であるう。

このように述べると、今回の本文献にのみ的をしぼった考察は、記録体全般における普遍性という点では全く無力であることを認めざるを得なくなってくるが、他文献を視野に入れた考察は、後日に期することとしたい。

[注]

- (1) 古事記を取り扱った研究に、吉井巖『古事記、古語拾遺の「之」』、『万葉』第一一〇号、一九八二・林四郎『古事記、「之」字の用法』、『国語と国文学』第六八巻第一号、一九九二、日本書紀を取り扱ったものに、福田良輔『日本書紀に見えてある「之」字について』、『古代語文ノート』所収、南雲堂桜楓社、一九六四・西宮一民『日本上代の文章と表記』(風間書房、一九七〇)・森博達『日本語と中国語の交流』(『日本の古代一四 ことばと文字』所収、中央公論社、一九九六)、風土記を取り扱ったものに、藤井茂利『古代日本語の表記法研究―東アジアに於ける漢字の使用法比較―』(近代文芸社、一九九六)、また金石文を取り扱ったものに、安田尚道『上代日本の金石文等に見える「〇月中」の源流について』、『青山語文』第一三三号、一九八三・東野治之『野中寺弥勒像台座銘の再検討』(『国語と国文学』第七七巻第一号、二〇〇〇)などがある。

(2) 峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会、一九八六)、小山登久『平安時代公家日記の国語学的研究』(おうふう

、一九九六)。

(3) 原裕『変体漢文の近称指示代名詞の用字について』、『訓点語と訓点資料』第九七輯、一九九六。

(4) 小山登久『平安時代公家日記の国語学的研究』(おうふう、一九九六)。

(5) 峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会、一九八六)六八頁。

(6) 例えば『貞信公記』・『九曆』・『小右記』・『春記』・『台記』などは、連体格格助詞用法が代名詞用法よりも多い感があり、また『後二条師通記』・『殿曆』などは両用法が同じ程度見られる。

(7) 山田孝雄『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』(宝文館、一九三五)。

(8) 「頃之」は『九曆』、『小右記』、『後二条師通記』、『殿曆』、『台記』などで、「因之」は『貞信公記』、『九曆』、『小右記』、『春記』、『後二条師通記』、『台記』などで用例を見ることが出来る。

(9) 原裕『変体漢文の近称指示代名詞の用字について』、『訓点語と訓点資料』第九七輯、一九九六。

(10) 小林芳規『陳述の助字「之」の訓読―特に博士家点と仏家点との訓分け―』、『文学論叢』第二三三号、一九六二。

(11) 小林芳規『訓読語法に基く訓点資料の分類―『訓点語と訓点資料』第三三輯、一九六六、後に『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』所収)。

(12) 『中右記』に「此巻年少之間依注付、旧曆中甚以狼藉也、仍

令少将清書、但寛治三年自清書也、本曆記破却了」(寛治五年十二月末尾)との記事がある他、遺言によつて父親の日記を清書したとの記事も見られる。

(やなぎはら・えつこ 大学院人文社会系研究科 博士課程
二年)